

豊明市一般廃棄物処理基本計画  
概要版

2024年3月  
豊明市

# 豊明市一般廃棄物処理基本計画 概要版

## 目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけと役割	2
第2章 ごみ処理に関する課題の整理	3
第1節 ごみ処理の現況評価	3
1. 前期計画の目標達成状況	3
2. 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況	4
第2節 ごみ処理に関する課題の抽出	5
1. 発生抑制・資源化に関する課題	5
2. 収集運搬に関する課題	6
3. 中間処理・最終処分に関する課題	6
第3章 ごみ処理基本計画	7
第1節 計画の基本フレーム	7
1. 市民・事業者・行政の役割分担	8
2. 数値目標達成時の本市の姿	9
第2節 目標達成に向けた施策	10
第3節 計画の推進	14

# 第1章 計画の概要

---

## 第1節 計画策定の背景

豊明市(以下「本市」という。)では、2014年3月に「豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前期計画」という。)」を策定し、3Rを推進する資源循環社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

前期計画の計画期間は、ごみの総量、1人1日当たり排出量はともに減少傾向で推移しており、前期計画の数値目標である1人1日当たりごみ排出量(家庭系及び事業系)や最終処分量については、目標達成の見込みとなっています。これには本市が進めてきたごみの分別回収、資源回収事業や生ごみ堆肥化事業等のごみ減量化・資源化施策の効果であると考えられます。一方、資源回収率については、目標達成は困難と考えられますが、これには資源として回収される紙類の流通量の減少や民間資源回収ステーションの増加など、近年の社会情勢の変化も大きく関係しており、今後のごみと資源の収集・運搬のあり方を検討する必要があります。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定(2018年6月)、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(2019年10月)、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(2022年4月)など、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環の実現に向けて、これまでより一層の取組が必要となってきています。

本計画は、こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向けて、今後10年間の本市の廃棄物に対する基本的な方向性を示し、循環型社会の形成に向けて必要となる施策を着実に推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

## 第2節 計画の位置づけと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定された一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを下図に示します。

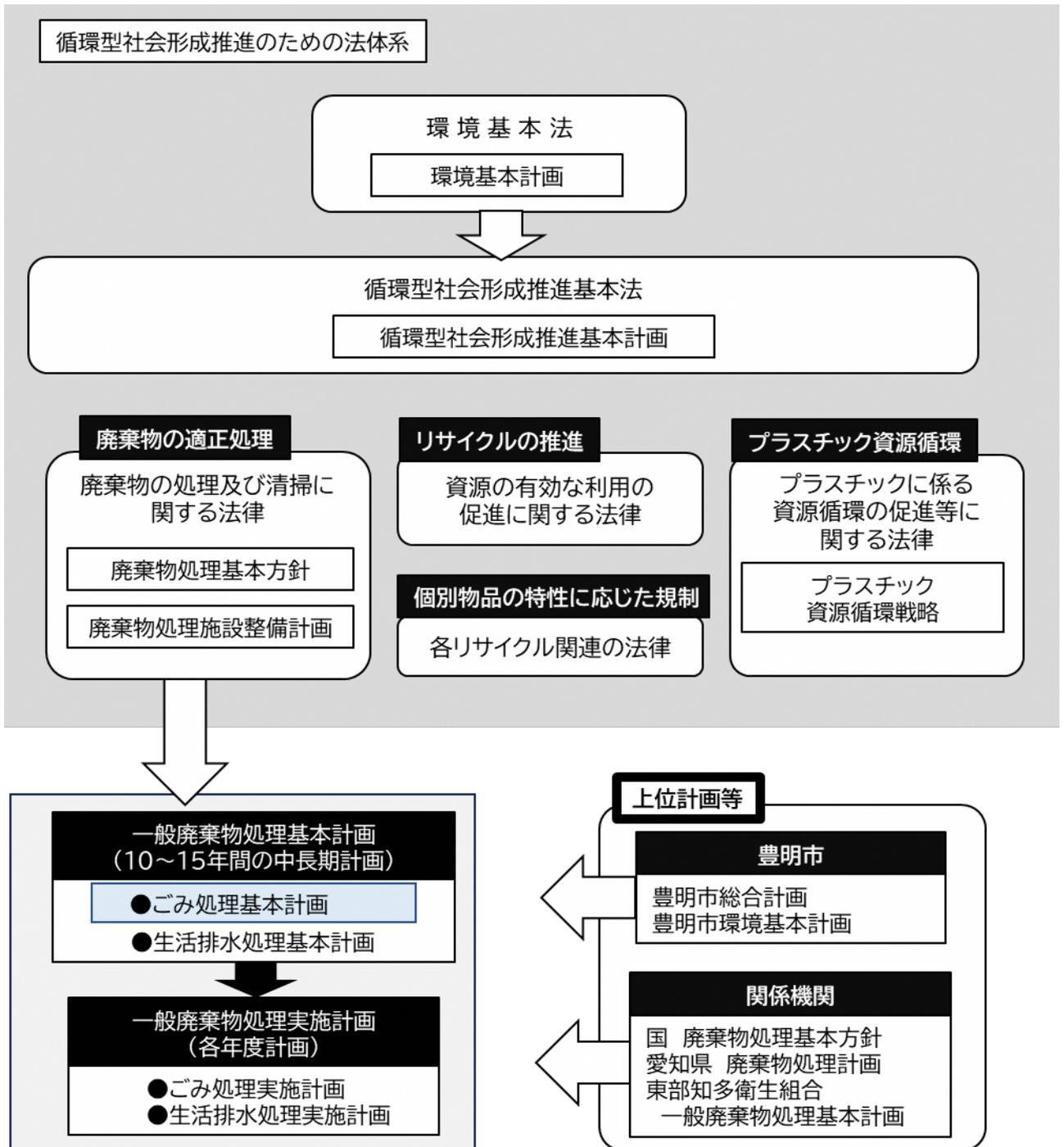


図 本計画の位置づけ

## 第2章 ごみ処理に関する課題の整理

### 第1節 ごみ処理の現況評価

#### 1. 前期計画の目標達成状況

2014年3月に策定した前期計画(計画期間:2014~2023年度)において、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念に、目標年度である平成35年度(2023年度)の達成目標を設定しています。下表に目標値及び2022年度時点の達成状況を示します。

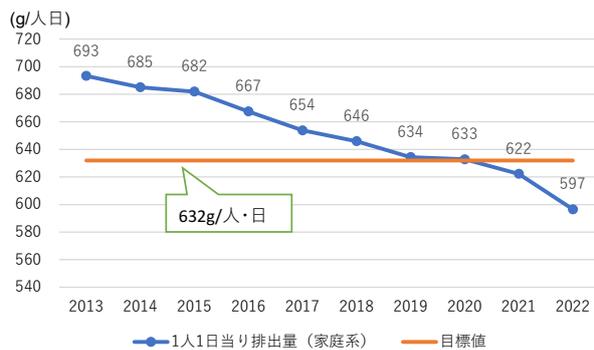
表 前期計画の目標値達成状況

目標達成管理指標		目標値	実績値(2022)	達成状況※1	
ごみ削減量: 10%以上減量 (2012比)	家庭系ごみ原単位	707g/人・日(2012) ⇒ 632g/人・日(2023)	597g/人・日	○	
	事業系ごみ	原単位	123g/人・日(2012) ⇒ 122g/人・日(2023)	111g/人・日	○
		年間排出量	3,070t/年(2012) ⇒ 2,997t/年(2023)	2,767t/年	○
資源化率: 26%(2012)から30%以上に向上※2		26%(2012) ⇒ 34%(2023) (集団回収含む)	25.2%	×	
最終処分量: 70%以上減量(2012比)※2		2,158t/年(2012) ⇒ 608t/年(2023)	496t/年	○	

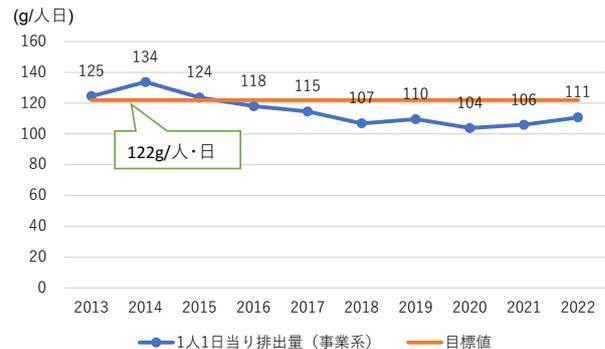
※1 達成状況の評価について、○:達成、×:未達成

※2 資源化率及び最終処分量は、東部知多衛生組合における施設整備が整った場合の値

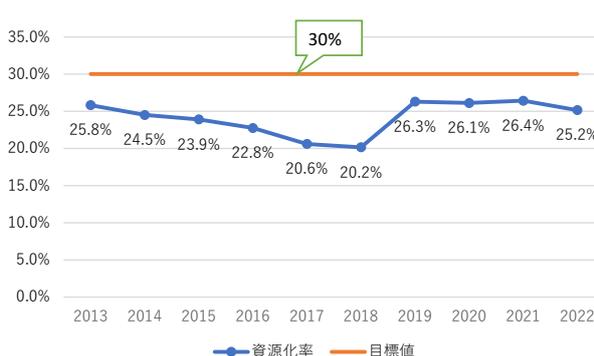
#### 【家庭系ごみ原単位】



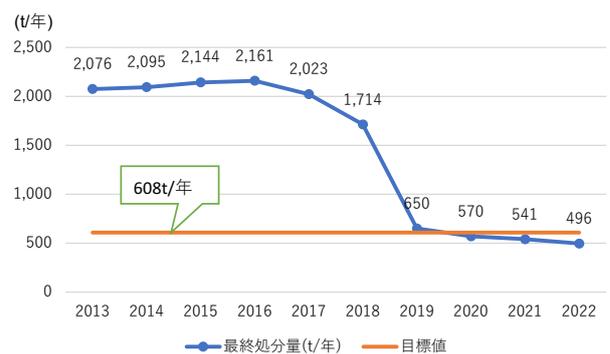
#### 【事業系ごみ原単位】



#### 【資源化率】



#### 【最終処分量】



## 2. 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況

2019年3月に策定した豊明市家庭系ごみ減量化実施計画(以下「減量化実施計画」という。)(計画期間:2019~2022年度)では、家庭系可燃ごみの排出量を現状より20%削減したうえで、1人1日当たりの家庭系ごみの量を減らすことを目標としています。下表に目標値及び達成状況を示します。

表 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標値達成状況

目標達成管理指標	目標値	実績値(2022)	達成状況 <sup>※1</sup>
家庭系ごみ排出原単位 (資源以外) <sup>※2</sup>	503g/人・日(2017) ⇒410g/人・日(2022) <sup>※2</sup>	473g/人・日	×

※1 達成状況の評価について、○:達成、×:未達成

※2 「家庭系可燃ごみの総量を2017年度比20%減量」から家庭系ごみ排出原単位(資源以外)に換算して算出した目標値

2017年度以降の目標値と実績値との比較を下図に示します。

家庭系の資源以外のごみ排出原単位は、2022年度に473g/人・日であり、目標値の410g/人・日に到達しておらず、目標を達成していません。

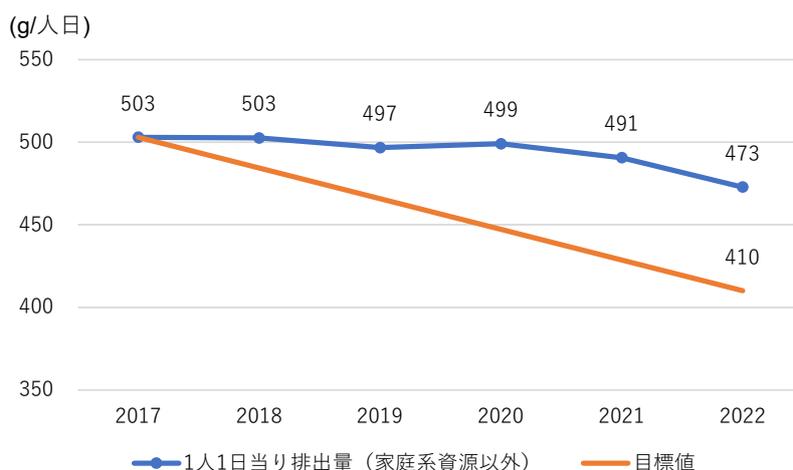


図 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の数値目標項目の実績の推移

## 第2節 ごみ処理に関する課題の抽出

### 1. 発生抑制・資源化に関する課題

#### ■発生抑制

- 家庭系ごみの1人1日排出量は、2013年度以降年々減少し、2022年度現在で597g/人・日となって前期計画の2023年度目標値の632g/人・日を大きく下回っており、目標値は達成の見込みである。ただし、減量化実施計画で数値目標とした資源を除く家庭系ごみの1人1日排出量は、2022年度目標値の410g/人・日に対して実績値は473g/人・日となっており、家庭系ごみの減少の主な要因は資源物(資源、プラスチック、小型家電類を含む。以下同様。)の減少が原因であるためである。このことから、資源として回収されない「ごみ」の発生抑制を図る必要がある。
- 生ごみの分別収集は2016年12月に終了したものの、それに代わる生ごみ排出削減施策として、生ごみ減量化容器に対する購入補助制度を拡充し、生ごみの排出削減に取り組んでいる。それとともに生ごみの水切り、ダンボールコンポストの利用促進などの意識啓発活動にも取り組んでおり、成果をあげていると考えられるが、今後も引き続き意識啓発を実施するなど、生ごみ排出削減に取り組む必要がある。
- 事業系ごみ排出量については、コロナ禍の影響による経済活動の自粛、人流・物流の不活発化等により減少したと思われるが、今後の社会・経済活動の再開等により増加することも考えられる。本市でも2020、2021年度には低下したものの2022年度には増加しており、引き続き事業者に対しても3Rの取組を推進し、景気動向に左右されづらい体制の構築及び支援が求められる。
- ライフスタイルの変化に伴い、本市でもプラスチックの増加が見込まれるが、プラスチック資源循環戦略(2019年5月)の重点戦略であるワンウェイプラスチックの使用削減、及びプラスチック代替品の利用の促進が求められる。

#### ■資源化

- 資源物の減少要因は、約半分を占める「紙・布類」の減少である。古紙を主とする「紙・布類」は、新聞・雑誌等の出版物の生産・流通量の減少や民間の資源回収の拡大などの様々な要因が考えられるものの、引き続き適正な分別排出を周知していく必要がある。
- 燃えるごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割弱程度、資源物が混入している。混入の割合が大きいのは新聞・雑誌、プラスチック、紙製容器包装等であるため、これらの項目について、ターゲットを明確化した啓発活動の実施等により、分別徹底の周知を図る必要がある。
- 燃えないごみの組成調査結果からは、年度(地域)によるばらつきはあるものの、平均で2割程度、資源物が混入しており、混入の割合が大きいものは金属類及びびん類である。これらの項目については、混入の状況について現状分析を進めるとともに、分別徹底の周知を図る必要がある。
- 燃えないごみに含まれる電化製品については、使用済小型家電として市内3カ所において拠点回収も行っていることから、回収拠点への持ち込みについて周知し、回収拠点の利便性向上による収集率向上についても検討を行う必要がある。
- 2022年10月よりプラスチック一括回収を開始しており、開始後は過去の同時期平均値と比較すると6~8%程度増加している。現在は分別変更直後で浸透している時期であることを鑑み、分別収集や対象品目について、さらに情報提供を図る必要がある。

## 2. 収集運搬に関する課題

- バランスのとれた収集運搬体制を維持するため、これまでの収集運搬体制を維持するだけでなく、新たな分別区分への対応や、分別排出の利便性向上等、今後もサービスの質が低下しないよう努める必要がある。
- 本市でも増加しつつある外国人住民へのごみ排出ルールの周知について、トラブルの未然防止のため、情報提供方法について検討を行う。

## 3. 中間処理・最終処分に関する課題

- 燃やすごみについては、2019年3月に竣工した東部知多クリーンセンター(エコリ)において熔融処理を行っている。今後のごみ処理を安全かつ安定的に進めるために、計画的な設備機器の整備・更新を進める必要がある。
- 本市で発生する焼却残渣はアセック(愛知臨海環境整備センター)、破碎後の不燃物は東部知多衛生組合の大東最終処分場にて最終処分を行っている。最終処分場の延命を図り、今後も安定的かつ継続的に最終処分を行うため、最終処分量をより減少させていく必要がある。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の基本フレーム

#### 基本理念

未来へつなぐ 資源循環都市 とよあけ

#### 基本方針

- 1.ごみの発生を抑制する
- 2.資源の再生利用を行う
- 3.資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る
- 4.資源・ごみを適正に処理する

#### 計画期間

2024年度～2033年度の10年間

#### 計画収集区域

本市全域

#### 数値目標

- ①家庭系ごみ排出量(資源を含まない1人1日排出量)  
473g/人・日(2022)→410g/人・日(▲13%)
- ②事業系ごみ排出量  
2,767t/年(2022)→2,629t/年(▲5%)
- ③資源化率  
25.2%(2022)→30%
- ④最終処分量  
496t(2022)→451t(▲9%)

## 1. 市民・事業者・行政の役割分担

本計画の達成に向けて、特にごみの発生抑制、再生利用については、本市を構成する市民・事業者・行政が適切に役割分担し、それぞれが積極的な取組を図るとともに、協働して取り組んでいく必要があります。それぞれの主体が求められる役割は以下のとおりです。

### (1)市民の役割

ごみに関心を持ち、一人ひとりがごみの排出者であるという責任と自覚をもって、ごみをなるべく排出しない生活を送ります。

- ・ 商品の購入にあたっては、買い物袋の持参、詰め替え可能な商品や繰り返し使える容器の選択など、できる限り容器包装廃棄物を抑制します。
- ・ 食品の適量購入や食べ切り、生ごみの水切り等に取り組み、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食時には適量注文するなど、事業者が排出する一般廃棄物の削減にも協力します。
- ・ 家庭の不要物はごみとして排出するのではなく、フリーマーケットアプリなどの場を利用して、売買・交換します。
- ・ ごみの分別に積極的に取り組みます。
- ・ 行政回収や集団回収に積極的に参画するなど、地域に根差した活動に参加します。
- ・ 地域の清掃活動に参加し、不法投棄や散乱ごみのない快適なまちづくりに取り組みます。

### (2)事業者の役割

事業活動の中で発生するごみについて、市民と同様ごみをなるべく排出しないよう取り組むとともに、市民がごみの発生抑制、再生利用に取り組みやすいよう支援します。

- ・ ごみの排出者として、適切なごみの処理や資源化に取り組みます。
- ・ 原料の選択、製造工程や輸送行程の工夫など、これまでの商慣行を循環型に改善する取組を行います。
- ・ 詰め替え可能な商品や容器包装を削減した商品を積極的に取り扱い、販売します。
- ・ ワンウェイプラスチックをはじめとする使い捨て品の使用を抑制します。

### (3)行政の役割

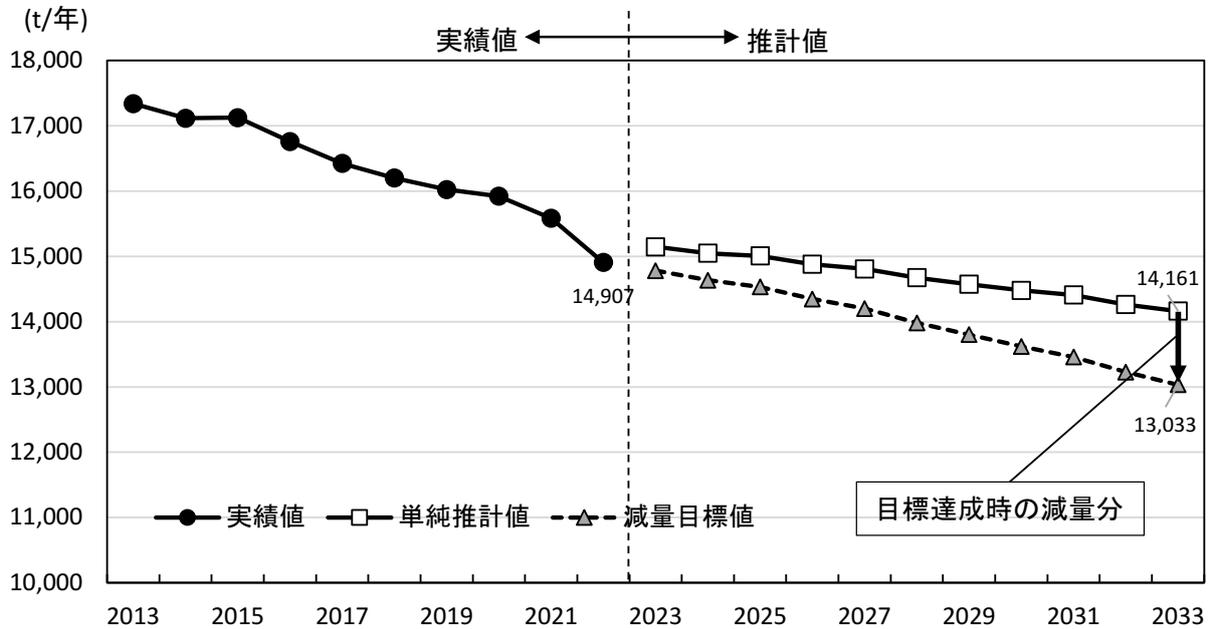
行政は、市民や事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策を実施するとともに、適切な情報提供を行います。

- ・ 市民・事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策について研究し、実施します。
- ・ 市民、事業者に対して適切な啓発活動や情報提供を行い、環境教育に取り組みます。

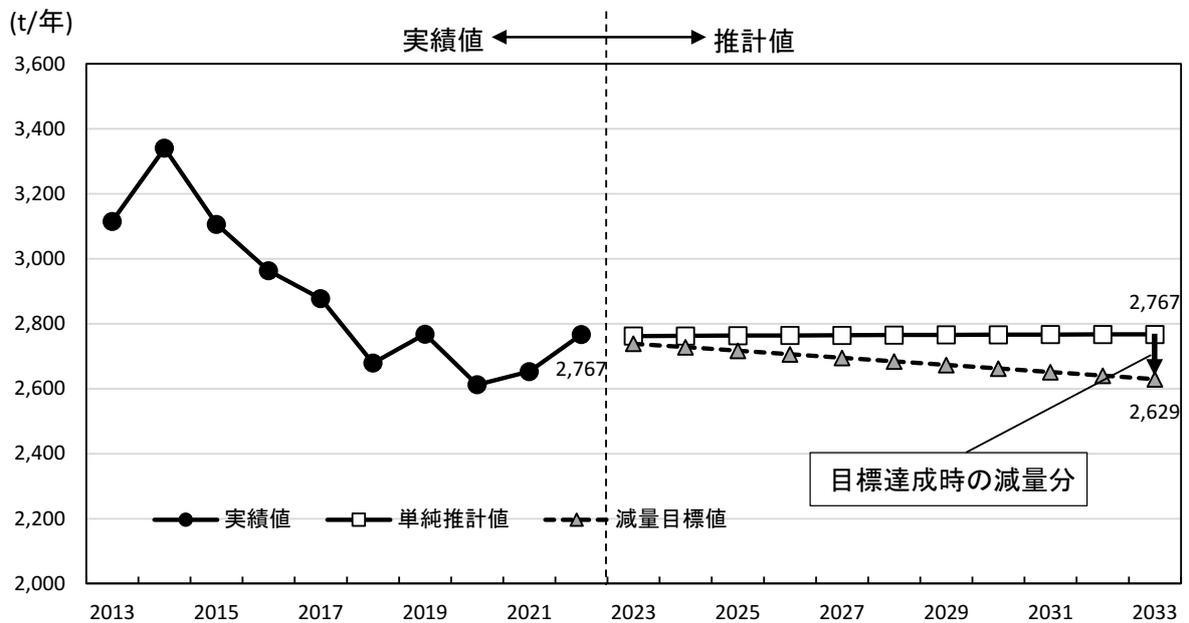
## 2. 数値目標達成時の本市の姿

数値目標が達成された場合、家庭系ごみ及び事業系ごみの総量は以下のように推移します。

### 【家庭系ごみ】



### 【事業系ごみ】



## 第2節 目標達成に向けた施策

### 基本方針 1 ごみの発生を抑制する

(1)生ごみの減量、食品ロスの削減	
生ごみの自家処理の促進	家庭から発生する生ごみの排出抑制のため、生ごみの自家処理を促進します。 ● 生ごみ減量化容器・処理機等購入費の一部補助の実施 ● 生ごみの自家処理方法に関する情報提供
食品ロスの削減	食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことによる食品ロスの削減に向けた情報提供を図ります。 ● 未利用食品の廃棄を削減するための情報提供 ● 食品ロスが発生しにくい小分け販売の実施(小売事業者) ● 食べ残しゼロ推進店制度の活用 ● フードバンク・フードドライブ事業の情報収集
生ごみの減量の促進	家庭や事業所で発生する生ごみの減量方法について、情報提供を行います。 ● 家庭でできる生ごみ減量の具体的な手法の周知 ● 飲食業者や社員食堂等における生ごみの減量
(2)プラスチック資源循環の推進	
使い捨てプラスチック製品の使用の抑制	プラスチック製の使い捨て製品の使用抑制に関する情報提供・啓発を行います。 ● 使い捨て製品を使用しない生活様式に関する情報提供 ● ごみになりやすいサービスの自粛(事業者) ● 再生素材や再生可能素材を使用した製品への切り替え
プラスチック容器包装の使用の抑制	レジ袋の有料化等、プラスチック容器包装の削減につながる情報提供を図ります。 ● マイバッグ・マイボトルなどの使用促進 ● 過剰包装の削減や簡易包装商品・詰め替え商品の選択に関する啓発
プラスチック一括回収の促進	プラスチック一括回収について、市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。 ● 対象品目や回収方法等に関する情報提供の充実
(3)家庭系ごみの減量	
家庭でできるごみ減量方法の普及促進	家庭でできるごみ減量方法について情報提供、啓発を行います。 ● 刈草・剪定枝の乾燥排出
リユースの促進	不要物の再使用に関する情報提供、啓発を行います。 ● リサイクルショップやネットオークション等の活用 ● 市民参加型のイベントにおけるリユースの促進
ごみ処理の有料化の検討	必要に応じて処理費用の有料化について検討を行います。 ● 今後、2年連続でごみ排出量が増加した場合は有料化の検討
(4)事業系ごみの減量及び適正処理	
事業系ごみの減量・適正処理の推進	事業所から排出されるごみの減量及び適正処理の推進に向けた必要な支援を行います。 ● 商工会等と連携した情報提供・啓発
事業系の食品廃棄物の削減の推進	事業系食品廃棄物の減量に関する情報提供及び啓発・指導に努めます。 ● 食品リサイクル推進に向けた周知啓発の強化

## 基本方針 2 資源の再生利用を行う

(1)資源分別の徹底	
資源の分別排出の徹底	<p>資源の分別精度や回収率の向上を図るため、情報提供を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック一括回収の対象品目に関する情報提供</li> <li>● 分別回収可能な紙類の区別や排出方法などについて、対象を絞った効果的な啓発手法の検討</li> </ul>
資源回収協力店制度の拡充	<p>資源回収協力店制度を活用し、資源の回収率の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源回収協力店制度の参加店舗数や回収品目の拡大</li> <li>● 市民に資源回収協力店舗の利用の推奨</li> </ul>
その他の品目のリサイクルの推進	<p>使用済小型家電、廃食用油のリサイクルについて、引き続き回収を実施し、市民への周知を図るとともに、回収品目の拡充を検討します。</p>
粗大ごみ解体による資源分別の継続	<p>粗大ごみの解体による金属回収については、引き続き回収を実施するとともに、効率的な排出手法等について検討します。</p>
(2)行政回収団体及び子供会の集団回収への支援	
行政回収・集団回収事業の推進	<p>行政回収・集団回収を推進し、資源回収量の増加に努めるとともに、市民が自ら資源を回収することによる意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源回収奨励金を維持</li> <li>● 行政回収・集団回収の担い手育成のための意識啓発</li> </ul>
資源拠点回収の拡充	<p>拠点回収箇所における回収品目・回収時間の見直し、新規の回収箇所の設置について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規回収品目の検討</li> <li>● 新規回収箇所の検討</li> </ul>

### 基本方針 3 資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る

(1)学校教育や生涯学習の場における環境学習の充実	
環境学習の機会の提供	<p>子どもたちや市民・事業者が、ごみに関する現状を正しく認識し、意識と知識の向上を図るため、学校や地域に対する出前講座やワークショップを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校に対する出前講座やワークショップの実施</li> <li>● 地域に対する出前講座等の実施</li> </ul>
イベントや意見交換会などの機会の提供	<p>市の主催するイベント等の機会を利用して、ごみに関する学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境フェスタにおける啓発の実施</li> <li>● 地域における意見交換会の場を通じた情報提供・啓発の実施</li> </ul>
各種団体とのパートナーシップ	<p>行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO 団体との協議や連携を進め、環境のことを考えた消費活動の普及を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政と団体、団体間相互の関係の仲介</li> </ul>
(2)多様な手段による情報の提供	
情報提供機会の複線化	<p>あらゆる層にアプローチを行うため、市民・事業者への情報提供手段の多様化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市のホームページの充実を図り、新たな情報提供手段の検討</li> <li>● SNS 等の双方向の情報交換手段に関する検討</li> </ul>
的確な情報提供手段の選択	<p>高齢者世帯や外国人世帯、単身者など、情報が届きにくいと思われる市民に対する情報提供の仕組みを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者世帯に対する福祉事務所などと連携した情報提供・支援</li> <li>● 外国人世帯や単身者に対する情報提供・啓発</li> </ul>
(3)快適なまちづくりへの取組	
不法投棄防止対策の推進	<p>不法投棄を未然防止するため、監視活動を行い、適切な指導に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄の防止や対策を行うため、市内のパトロールの実施</li> <li>● 不法投棄の通報があった場合、違反者への指導</li> </ul>
クリーン月間の展開	<p>「とよあけクリーン月間」において、環境美化活動に対する支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「とよあけクリーン月間」において、区や町内会の清掃活動で出たごみを回収する支援</li> </ul>

## 基本方針 4 資源・ごみを適正に処理する

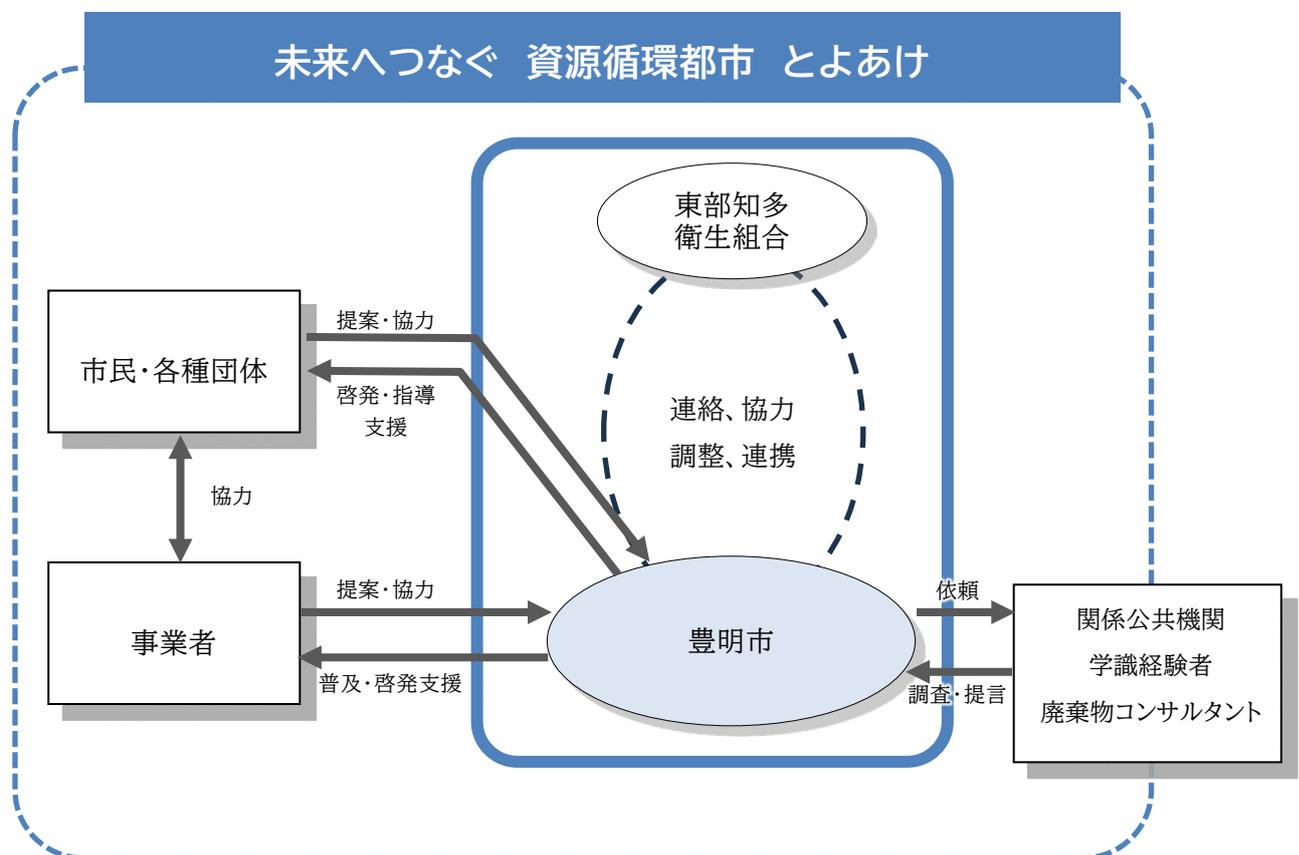
(1)収集・運搬システムの適正化	
適正な収集運搬の維持	<p>適正で効率的な収集運搬を維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別区分や収集頻度、収集形態の見直し</li> <li>● 収集運搬委託業者や許可業者に対する指導の実施</li> </ul>
適正排出指導の実施	<p>ごみ排出に問題がある排出者に対し、必要に応じて指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ出しマナーが悪い排出者に対する適正排出に向けた指導の実施</li> <li>● 多量排出事業者に対する減量指導の実施</li> <li>● 危険物の燃えるごみへの混入防止に向けた啓発</li> </ul>
ごみ集積場所の適正管理の促進	<p>ごみ出しルールを徹底し、問題のあるごみ集積場所には適正管理を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理の悪い集積場所の分析と効果的な改善方法の研究</li> <li>● 不適正排出が目立つ集合住宅等に対して、管理業者・家主にごみの適正排出に係る指導及び管理の協力を依頼</li> </ul>
自力でごみ出しの困難な市民への支援	<p>高齢者、障がい者など、自力でごみ出しが困難な世帯等に対する支援を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉部局と連携を図り、支援内容について検討</li> </ul>
特別管理一般廃棄物、適正処理困難物への対応	<p>市として収集運搬を行わないタイヤや消火器等の適正処理困難物、医療系ごみなどについて、適正な処理方法及び処理先の情報について、周知を図ります。</p>
(2)中間処理・最終処分システムの適正化	
適正な中間処理の維持	<p>中間処理は東部知多クリーンセンターで行っており、当面の間この体制を維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間処理施設の安全な運転管理</li> <li>● 焼却灰からのスラグ・メタルの回収</li> </ul>
適正な最終処分の維持	<p>東部知多衛生組合管内での計画的な処分場の確保を図り、組合及び組合構成市町とともに、生活環境への影響の少ない処分場整備について、研究・検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 最終処分場の適正な維持管理</li> <li>● 埋立対象物の減量・減容</li> </ul>
環境保全対策の継続	<p>中間処理施設及び最終処分場について、引き続き適正に環境保全対策を行います。</p>
(3)ごみ処理システムの運用	
財政支出の合理的運用	<p>今後、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化について検討を行います。</p>
新たなごみ処理技術への対応	<p>ごみ処理に対応し、環境への負荷をより小さくするための様々な技術開発が行われています。新たなごみ処理技術開発について、調査研究を行うとともに情報収集を進めます。</p>

### 第3節 計画の推進

本計画は、変化する社会情勢に対応し、環境への負荷をできるだけ小さくする「未来へつなぐ資源循環都市とよあけ」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの取組に加えてより一層、市民と事業者、行政が一体となり、協働して取り組む必要があります。このため、市民・事業者・行政の三者が、本計画の基本理念や目標、ごみ処理の現状などを共有し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みを作り、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていく必要があります。

以下に、計画管理及び実施の概念を示します。



## 豊明市一般廃棄物処理基本計画 概要版

---

発行日	2024年3月
発行者	豊明市経済建設部環境課
住所	〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
Tel	0562-92-1113
Fax	0562-92-1141

---